

社会保障審議会介護給付費分科会は1月15日、2014年度介護報酬改定を了承した。4月から消費税率が8%に上がることに伴う事業者の負担増を補てんするため、0.63%引き上げる。同日、サービスごとの単価が明らかになった。在宅サービスを利用する際の要介護度ごとの支給限度額は初めて引き上げる。

介護報酬は3年に1回改定することになっており、前回改定は2012年4月。次の改定は2015年4月になるところだったが、消費税率引き上げに伴う事業者の支出増分を補てんするため、変則的に2014年4月に改定する。

2013年度の介護給付費は約8兆7000億円だが、0.63%の引き上げで2014年度は約533億円増える。

介護報酬のうち基本単位については人件費など非

課税品目（報酬の7～8割程度）を除いた額を算出し、これに税率引き上げ分を乗じて上乗せ率を決める。加算も一部を除いて同様に計算する。

例えば、特別養護老人ホーム（2012年4月1日以前に整備された多床室）の1日の基本単位は要介護5の場合907単位だが、4月からは912単位に上がる。1単位は原則10円で計算する。

支給限度額もほぼ改定率通り上がり、要介護5の場合は3万5,830単位が3万6,065単位になる。

支給限度額を上げるのは、消費増税により介護報酬が上がり、利用するサービス量が変わらないのに限度額を超えてしまうことを避けるため。在宅サービスを利用する場合、限度額を超えた分は全額自己負担になる。

（福祉新聞・第2653号 2014年1月20日）